三　六価クロム化合物を含む物であって次に掲げる物
イ　塩化クロミル、クロム酸、クロム酸亜鉛、クロム酸亜鉛カリウム、クロム酸カリウム、クロム酸カルシウム、クロム酸銀、クロム酸ストロンチウム、クロム酸ナトリウム、クロム酸鉛、クロム酸バリウム、クロム酸ビスマス、クロム硫酸、三塩基性クロム酸亜鉛、重クロム酸アンモニウム、重クロム酸カリウム、重クロム酸ナトリウム又は硫酸モリブデン酸クロム酸鉛を〇・一重量パーセント以上含む物
ロ　イに掲げる六価クロム化合物以外の六価クロム化合物を含む物
ハ　別表第一の一の項第一号から第四号まで又は同表の二の項第十号に掲げる処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物であって次に掲げる物
(1)　固形状であって、平成三年環境庁告示第四十六号（以下「土壌環境基準告示」という。）別表の環境上の条件（六価クロムに係るものに限る。）に適合しない物
(2)　液状であって、水質汚濁防止法施行規則（昭和四十六年総理府令、通商産業省令第二号）第六条の二に規定する要件（六価クロムに係るものに限る。）に該当する物
ニ　ハに掲げる処分作業以外の処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物であって次に掲げる物
(1)　固形状であって、金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める総理府令（昭和四十八年総理府令第五号。以下「産業廃棄物判定基準令」という。）別表第三に掲げる基準（六価クロム化合物に係るものに限る。）に適合しない物
(2)　液状であって、排水基準を定める総理府令（昭和四十六年総理府令第三十五号。以下「排水基準令」という。）別表第一に掲げる基準（六価クロム化合物に係るものに限る。）に適合しない物
四　銅化合物を含む物であって次に掲げる物
イ　アセト亜砒酸銅、N・N′―エチレンビス（サリチリデンアミナト）銅（Ⅱ）、塩化第一銅、塩化第二銅、シアン化銅、シアン化銅ナトリウム、銅エチレンジアミン、砒酸銅又は硫酸銅を〇・一重量パーセント以上含む物
ロ　塩化第二銅二アンモニウム、塩化第二銅カリウム、酢酸第二銅、シアン化銅カリウム、硝酸銅、炭酸銅、チオシアン酸第一銅、ピロリン酸第二銅、ふっ化第二銅又はよう化第一銅を一重量パーセント以上含む物
ハ　イ又はロに掲げる銅化合物以外の銅化合物を含む物
ニ　別表第一の二の項第十号に掲げる処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物（固形状のものに限る。）であって、土壌環境基準告示別表の環境上の条件（銅に係るものに限る。）に適合しないもの
五　亜砒化合物を含む物であって次に掲げる物
イ　亜ジチオン酸亜鉛、亜砒酸亜鉛、塩化亜鉛、シアン化亜鉛又は砒酸亜鉛を〇・一重量パーセント以上含む物
ロ　塩素酸亜鉛、過酸化亜鉛、過マンガン酸亜鉛、クロム酸亜鉛、珪ふっ化亜鉛、酢酸亜鉛、ジエチル亜鉛、ジメチル亜鉛、シュウ酸亜鉛、臭素酸亜鉛、硝酸亜鉛、チオシアン酸亜鉛、ピロリン酸亜鉛、ふっ化亜鉛、メチルジオカルバミン酸亜鉛、硫酸亜鉛、燐化亜鉛又は燐酸亜鉛を一重量パーセント以上含む物
ハ　イ又はロに掲げる亜鉛化合物以外の亜鉛化合物を含む物
六　砒素又は砒素化合物を含む物であって次に掲げる物
イ　砒素元素を〇・一重量パーセント以上含む物
ロ　別表第一の一の項第一号から第四号まで又は同表の二の項第十号に掲げる処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物であって次に掲げる物
(1)　固形状であって、土壌環境基準告示別表の環境上の条件（砒素に係るものに限る。）に適合しない物
(2)　液状であって、水質汚濁防止法施行規則第六条の二に規定する要件（砒素又はその化合物に係るものに限る。）に該当する物
ハ　ロに掲げる処分作業以外の処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物であって次に掲げる物
(1)　固形状であって、産業廃棄物判定基準令別表第三に掲げる基準（砒素又はその化合物に係るものに限る。）に適合しない物
(2)　液状であって、排水基準令別表第一に掲げる基準（砒素又はその化合物に係るものに限る。）に適合しない物
七　セレン又はセレン化合物を含む物であって次に掲げる物
イ　セレン元素を〇・一重量パーセント以上含む物
ロ　別表第一の一の項第一号から第四号まで又は同表の二の項第十号に掲げる処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物であって次に掲げる物
(1)　固形状であって、土壌環境基準告示別表の環境上の条件（セレンに係るものに限る。）に適合しない物
(2)　液状であって、水質汚濁防止法施行規則第六条の二に規定する要件（セレン又はその化合物に係るものに限る。）に該当する物
ハ　ロに掲げる処分作業以外の処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物であって次に掲げる物
(1)　固形状であって、産業廃棄物判定基準令別表第三に掲げる基準（セレン又はその化合物に係るものに限る。）に適合しない物
(2)　液状であって、排水基準令別表第一に掲げる基準（セレン又はその化合物に係るものに限る。）に適合しない物
八　カドミウム又はカドミウム化合物を含む物であって次に掲げる物
イ　カドミウム元素を〇・一重量パーセント以上含む物
ロ　別表第一の一の項第一号から第四号まで又は同表の二の項第十号に掲げる処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物であって次に掲げる物
(1)　固形状であって、土壌環境基準告示別表の環境上の条件（カドミウムに係るものに限る。）に適合しない物
(2)　液状であって、水質汚濁防止法施行規則第六条の二に規定する要件（カドミウム又はその化合物に係るものに限る。）に該当する物
ハ　ロに掲げる処分作業以外の処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物であって次に掲げる物
(1)　固形状であって、産業廃棄物判定基準令別表第三に掲げる基準（カドミウム又はその化合物に係るものに限る。）に適合しない物
(2)　液状であって、排水基準令別表第一に掲げる基準（カドミウム又はその化合物に係るものに限る。）に適合しない物
九　アンチモン元素を〇・一重量パーセント以上含む物
十　テルル元素を〇・一重量パーセント以上含む物
十一　水銀又は水銀化合物を含む物であって次に掲げる物
イ　水銀元素を〇・一重量パーセント以上含む物
ロ　別表第一の一の項第一号から第四号まで又は同表の二の項第十号に掲げる処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物であって次に掲げる物
(1)　固形状であって、土壌環境基準告示別表の環境上の条件（総水銀又はアルキル水銀に係るものに限る。）に適合しない物

Y二一
Y二二
Y二三
Y二四
Y二五
Y二六
Y二七
Y二八
Y二九